

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当 (06-6539-3345)
処分課（担当）名	大阪教育文化振興財団・SPS共同事業体（指定管理者）
処分の名称	大阪市立生涯学習センターの使用許可取消し
概要	施設の使用許可について、その使用許可を取り消すことがあります。
根拠法令等 及び条項	大阪市立生涯学習センター条例（平成5年4月1日条例第44号）第8条 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	<p>施設の使用許可を受けた者が、次の各号に該当する場合は、その使用許可を取り消すことがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき 2. 条例第7条に定める事由が発生したとき 3. この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき <p>（参考） 大阪市立生涯学習センター条例（抄）</p> <p>（使用許可の制限） 第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、施設の使用を許可してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 公安又は風俗を害するおそれがあるとき (2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき (3) 管理上支障があるとき (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき (5) その他不相当と認めるとき <p>（使用許可の取消し等） 第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、施設の使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退館を命ずることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 偽りその他不正の手段により第6条の許可を受けたとき (2) 前条各号に定める事由が発生したとき (3) この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき
ホームページ	https://osakademanabu.com/
備考	